

答申

1 審査会の結論

しらさぎ運動公園の用地取得約5haについての鑑定評価書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求に対し、伊賀市長が平成22年1月21日付け21伊都第1055号で行なった非公開決定は、妥当である。

ただし、以後、事業用地取得に係る交渉ないし売買契約が成立した時点においては、その土地に係る鑑定結果について速やかに公開する旨付記すべきである。

2 異議申立の趣旨

平成22年1月26日付けで、異議申立人が伊賀市情報公開条例（平成16年条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき行なった前記請求について、情報公開の目的である市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を果たすとともに、公正で民主的な市政の推進とは逸脱し、逆行する内容であり、鑑定評価書の非公開とする旨の決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非公開理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、本件対象文書は私有地の鑑定評価に係るものであり、個人識別性を有することから、本決定が妥当というものである。

4 異議申立の理由

しらさぎ運動公園整備事業について、過去に公表されている山林などの鑑定評価額に5haを掛けた額と用地取得額に開きがあるので、平成22年1月15日付けで本件対象文書の公開請求をしたが、本件対象文書は私有地の鑑定評価に係るものであり、個人識別性を有することから、非公開とした処分は不当である。

5 審査会の判断

(1) 本決定の妥当性について

当審査会は、本件対象文書に関し、双方の主張を吟味した上で、以下判断する。

・条例第7条第2号の該当性について

当審査会は、本件対象文書について、条例第7条第2号該当性の審査が必要であると判断したため、以下、この点について審査する。

条例第7条第2号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する

情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの」については、公開することができないと規定している。

本件対象文書は私有地の鑑定評価に係るものであり、個人識別性を有することから、少なくとも事業用地取得に係る交渉が未成立の時点においては、条例によって保護されるべき「個人に関する情報」に該当するものと判断される。他方でしかし、市との間で交渉ないし売買契約が成立するに至った段階においては、市が取得価格を決定する際の参考資料となる土地の鑑定評価に係る情報は、純粋な「個人に関する情報」であるとは言えず、むしろ用地取得事務の透明性の観点から公表されるべき情報ということになる。

そこで、本件対象文書についてみると、鑑定した場所は所有者の異なる2箇所の土地で、現在用地交渉中である。当審議会では、鑑定評価書を公開することができる時点は、評価した地点の所有者と用地交渉が成立した時点と考えるべきであり、したがって、交渉（ないし売買契約）が成立した時点において当該箇所に係る鑑定結果は部分公開すべきであり、その後、残りの箇所の交渉（ないし売買契約）も成立すればその部分に係る鑑定結果も速やかに公開すべきであると判断する。

(2) 結論

以上のことから総合的に判断すると、条例第7条第2号該当のため、実施機関の行った非公開決定は妥当であると判断する。ただし、条例14条第2項の規定により、事業用地取得に係る土地売買契約が成立した地点においては、その土地に係る鑑定結果について速やかに公開する旨付記すべきである。

6 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年2月 1日	・ 諮問書受理
平成22年2月 9日	・ 諮問庁陳述（条例第28条第1項による経過説明、理由説明） ・ 異議申立人陳述（条例第28条第1項による意見書） ・ 審議 ・ 答申 <p style="text-align: right;">（第3回審査会）</p>